農 政 第 108-4 号 令 和 7 年 3 月 5 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

下妻市長 菊池 博

市町村名	下妻市 (82104)						
(市町村コード)							
地域名	上妻地区						
(地域内農業集落名)	(半谷、黒駒、	、大木、柴、江、平方、尻手、渋井、赤須、桐ケ瀬、前河原、南原)					
おぎの針田 <i>七</i> 昭11-	t	令和7年3月5日					
協議の結果を取りる	まとめた平月日	(第3回)					
協議の結果を取り	まとめた年月日						

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

- 1 地域における農業の将来の在り方
- (1) 地域農業の現状及び課題

担い手が多く、普通作や園芸作においては10年後も確保はできる見込み。一方、果樹については高齢で後継者がいない生産者が多く、現在の梨園地の面積を維持するためには新規参入や担い手への更なる集積が必要。狭小で機械の進入できない圃場が集まっているところでは、保全管理や遊休農地化が進んでおり、基盤整備を検討していく必要がある。同様に、昭和期に基盤整備を実施した江、黒駒地域では、地盤が悪く機械が沈んでしまう圃場もあり、基盤整備が求められている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

主要品目は水稲。水田転作として小麦、そば等の普通作が中心。果樹園地も多く、梨栽培が盛んで、県内でも有数の産地となっている。地域内には畜産経営体もあり、主に豚や採卵鶏の飼育が行われている。 10年後にはリタイアしている小規模農家が相当数いると思われることから、規模縮小農地を把握しておくことが重要。特に梨については産地の規模を維持していくために、離農者の園地を担い手や新規就農者に引き継ぐとともに、新植・改植を推進していく必要がある。

- 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域
- (1) 地域の概要

区	域内の農用地等面積	759 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	745 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

- 注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。
- 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。集約を進めるためには大規模農家同士の集まりをつくり農地交換や引継ぎを行う必要がある。区画整理が済んでいる圃場では、1ブロック1人といった集約をすすめることで、誰もが耕作をしやすくなる。 果樹においても、大規模経営における作業効率改善や、新規参入者の就農園地確保促進のため、梨園地の集約が必要である。

(2)農地中間管理機構の活用方針

相対や作業受託が多く、中間管理機構の利用率が低いため、地権者に対する説明会等を行い機構活用のメリットを周知していく。

(3)基盤整備事業への取組方針

大区画化および段差や排水不良等の解消などを図るため、基盤整備の活用を検討する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

普通作では現状担い手は確保されており、将来も地区内の農地は維持できる見込みである。果樹では担い手が 不足しており、下妻市果樹組合連合会で新規就農希望者を研修生として受け入れるなど、人材の確保を図ってい る。

新規就農等があれば、栽培技術や農地確保のアドバイスをするなど、定着までの支援を行う。

(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

主だった農業支援サービス事業者が近隣にないため直近で活用の予定はないが、事業者が現れた際は地域内で活用を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

①鳥獸被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	✓	③スマート農業	④畑地化·輸出等	✓	⑤果樹等
⑥燃料•資源作物等	⑦保全•管理等		⑧農業用施設	⑨耕畜連携等		⑩その他

【選択した上記の取組方針】

③補助事業等によるスマート農業の導入を推進していく。

⑤果樹の後継者不足に対応するため、市外からも広く新規就農者を募るなど、産地、行政、JAで連携して産地を 守る取り組みを推進する。果樹の離農者は元気なうちに梨園地を更地に戻して、負の遺産とならないよう整理し ておきたい考えがあり、所有者においても梨園地を貸す場合は、長期間契約で土地返却時は更地にするという担 保がないと二の足を踏んでしまう傾向がある。そのため土地返却時における、土地所有者、耕作者間での果樹棚 等の撤去費用についての合意を図っておく必要がある。

また、果樹や果樹棚の老朽化がひどい場合は、担い手でも園地を引き受けることは難しい。そういった土地は更地にし、露地野菜の農業者に集積していく必要がある。